

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 号
件 名	新潟市（市民病院を含む）は、情報開示を適切に行うよう改善を求めることについて
要 旨	<p>開示請求前に文書等があるかと聞くと、「ない」、「個人メモだから」等と答えました。しかし、その後に開示請求をすると開示されました。</p> <p>開示された文書等は、請求した内容が含まれていないものが開示されました。これについて、「開示請求されたものがなかったので「住民サービス」で開示している。」と回答されました。請求した文書等があるのか、ないのかも開示請求者には必要な部分です。開示請求したものを開示するように再三申し入れても、改善されないで、開示請求する際に「開示請求以外の文書を請求していない。」と括弧書きで記載したところ、「括弧書きを消さなければ、開示しない。」とのことでした。</p> <p>審査請求書，反論書を送付しても，審査会が一向に開催されず，求めている文書等が開示されません。</p> <p>よって，以下の改善を求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開示請求した文書がある場合は、「ない」、「個人メモだから」と開示しないのではなくて開示すること。個人メモも情報共有されれば，開示対象である。</p> <p>2 開示請求された以外のものを開示して，開示したとしないこと。請求書には，「情報が特定できるよう具体的に記入してください。」と記載されている。</p> <p>3 速やかに審査会を開催し，開示できるものは開示すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: right;">第 1 項</p> <p>令和元年 9 月 13 日 }</p> <p style="text-align: right;">第 3 項</p> <p style="text-align: right;">総務常任委員会</p>
受 理	令和元年 9 月 4 日 第 286 号